

第三次稲城市教育振興基本計画
市民意見公募実施状況及び意見に対する考え方

1 市民意見公募の対象及び期間

(1) 公募対象

稲城市在住・在勤・在学の方、市内に事務所等を有する個人及び法人

(2) 縦覧及び公募期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 11 月 15 日（金）まで

(3) 縦覧場所

市役所 1 階行政情報コーナー、教育総務課、平尾・若葉台出張所、各文化センター、中央図書館、総合体育館、市ホームページ

2 市民意見公募の概要

第三次稲城市教育振興基本計画総論の素案

3 意見公募の応募方法

(1) 稲城市ホームページからのメール送信

(2) 庁舎 6 階教育総務課へ直接持参

(3) 教育総務課宛に郵送

(4) ファックス（教育委員会）で送信

4 応募状況

計 9 件

応募方法	11月2日(土)	11月10日(日)	11月14日(木)	11月15日(金)	計
電子メール		1	2	2	5
F A X	1			2	3
窓口				1	1
計	1	1	2	5	9

5 応募意見に対する考え方（案）

別紙のとおり。

意見	考え方
<p>計画全体に関すること</p>	
<p>1 計画の策定主体について</p> <p>素案を見ると、この計画の策定主体は「稲城市」となっている。確かにこの計画の法的根拠である教育基本法第17条第2項では計画の策定の主体は「地方公共団体」となっていて、一見正しいようにも見える。しかし、同じ教育基本法の規定にも関わらず、東京都も多摩地方25市もその基本計画の策定主体はすべて「教育委員会」であり、稲城市のみが異なっている。</p> <p>なぜこのような違いが出るのか、市民に対し次の諸点での正確な説明が必要と考える。</p> <p>地方公共団体で教育行政の執行権はどこにあるのか、なぜ市長にないのか。そう定めた法的根拠はどこにあり、その趣旨はなにか。</p> <p>また実務的には、この計画の最終決定権者はだれか。もし教育長である場合、今回素案の策定主体の表記は整合するか。また、この計画の決定に市長はどこまで関与しているか。制度上関われないのであれば、第二次基本計画の巻頭挨拶は教育長ではなく、なぜ市長だったのか。</p> <p>これらの点は教育行政の独立性に関わる基本的事項と考える。</p> <p>参考までに、東京都教育委員会のHPに「教育委員会制度」の説明として、次のようにある。</p> <p>「地方公共団体が、教育・学術・文化に関する事務を行う場合は、その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意思を反映することが求められます。これらにこたえるため、都道府県及び区市町村には、知事又は区市町村長から独立した行政委員会として、合議制の執行機関である教育委員会が設置されています。」</p> <p>3回の策定委員会の議事録概要には残念ながらこれに答える議論がないように見受けられる。この点での議論を行い、その結果を公表してほしい。</p> <p>2 教育大綱について</p> <p>第二次計画にはなかったが、第三次計画素案には「教育大綱」がある。</p> <p>教育大綱は、市長と教育委員会が対等の立場で議論し合意したうえで地方公共団体の長が策定する（地方教育行政法第1条の3）ものだが、この法律の規定を見ても、文科省の説明を見ても、基本計画の「最上位」という位置づけはない。</p> <p>「改正地方教育行政」（文部科学省 編著）には、教育大綱と教育振興基本計画の関係については、「どちらが上位というのではなく、総合教育会議において協議・議論した上で、その内容を一致させることが地方公共団体に求められている。」とある。</p> <p>したがって、教育大綱を「最上位」とする計画素案の表現の再検討をお願いしたい。</p>	<p>【教育総務課】</p> <p>1 計画の策定主体について</p> <p>教育振興基本計画の範囲について、家庭教育、学校教育、社会教育等を含めたすべての教育活動を対象としているため、市長部局において実施される事業についても本計画の対象範囲であるため、計画の策定主体を稲城市としています。</p> <p>2 教育大綱について</p> <p>本市においては、平成27年5月11日付で、市長、教育長及び教育委員で構成される稲城市総合教育会議の場で、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を定め、教育振興基本計画については本大綱を踏まえて策定するものとしています。</p> <p>3 基本計画の位置づけについて</p> <p>稲城市長期総合計画は、稲城市長期総合計画条例に基づき策定される、稲城市の最上位の計画であることとされています。</p> <p>教育振興基本計画については、稲城市が策定する計画であるため、長期総合計画を最上位計画として整合、連携を図りながら策定するものとしています。</p>

意見	考え方
<p>3 基本計画の位置づけについて 計画素案には、「稲城市長期総合計画」を市の上位計画とするとあるが、(教育振興)基本計画とは上下関係なのか。とすれば、教育行政の執行権を有する教育委員会制度の趣旨と合致するだろうか。対等の関係で行政分野が異なるだけではないか。</p> <p>4 策定委員会の構成について 第三次計画の策定委員会の委員として、市の企画部長と子ども福祉担当部長が参画している。第二次策定委員会には参画していなかったので今回が初めてとなる。 この両者は市長部局に属しており、計画の策定過程に委員として参画するにあたり、教育行政の独立性との関係でどう整理されたのか。企画部長等の肩書としてではなく個人としての参加であればその個人の選定の根拠を、肩書としての参加であれば、市長の補助機関としての参加であり、教育行政への介入になりはしないのか。これに対する明確な説明が必要となる。 市の長期総合計画や福祉政策との調整が必要との理由であれば、別に連絡調整会議を行政間で行えば済む話であり、策定委員会の正規委員としての参画はいかがなものか。</p>	<p>4 策定委員会の構成について 教育振興基本計画は稲城市が策定主体となるため、市組織・機構等の分掌について把握している企画部長、子どもに関する施策について分掌している子ども福祉担当部長が、策定委員会の委員として参画しています。</p>
<p>大綱4番の個人の尊厳を重んずるが一番に 次に2の生命は、人を大切にすること 5の人材育成は人間の育成に 7Pの稲城市の動向に生涯学習推進計画の策定がはいっていないが・・・</p>	<p>【教育総務課・生涯学習課】 「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更に関する事項は、本意見公募の対象外となります。 第三次生涯学習推進計画については、平成24年度から10年間の期間の計画であり、第二次教育振興基本計画の期間中である平成27年度から31年度までの期間外であったため、記載されておりました。 しかし、意見公募結果を踏まえ、第三次生涯学習推進計画に基づき推進してきた旨の記載をいたしました。(P.12)</p>

意見	考え方
「施策の柱 I 2 幼児期からの教育の推進」に関すること (保育所・幼稚園への支援)	
<p>4 稲城市の教育の課題</p> <p>(9) 特別な支援を必要とする子どもの状況について</p> <p>の</p> <p>⇒ 教育相談室等、関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を推進します。</p> <p>の部分について。</p> <p>関係機関との連携だけでなく、幼稚園、保育園における人員配置の増強、研修の強化などを文章として入れていただきたい。(保育園は管轄外だとは思いますが)</p> <p>今、保育園や幼稚園において、明らかに発達障害とわかる児、その傾向がある児がクラスに複数いることがあたりまえになっています。そういった状況の中、全員が通常発達という考えで考えられた人員配置基準では、丁寧な支援を必要とするお子さんへの対応も難しく、またそこを丁寧にしようと思うと、それ以外のお子さんへの対応が薄くなってしまいます。</p> <p>人を育てることはこれからの世の中を作っていくことにつながります。その大切な部分をおろそかにして欲しくないです。他の自治体が国の基準で保育、教育を行っていたとしても、稲城市は人を大切にする自治体として先進的な取り組みをして欲しいです。</p> <p>ぎりぎりの人員配置で配慮が必要なのにそれができず、集団の一斉保育についていけず、叱られたり怒られたりすることによって、二次障害になると、他者に攻撃的になったり、逆にひきこもりになってしまったり…そこを未然に防ぎたい。乳幼児保育、教育にもっと人をお金を分配して欲しいです。</p> <p>本計画の主旨からは少しそれた意見になってしまったかとも思いますが、ぜひ、稲城の将来を考える方々に一緒に考えていただきたい事柄なので、発信させていただきました。</p>	<p>【子育て支援課】</p> <p>教育振興基本計画において、幼児教育の充実を施策の方向性として、私立幼稚園協会を通じて職員の質の向上を図ることとしております。なお、認定こども園、幼稚園、認可保育所の質の向上につきましては、子ども・子育て支援事業計画において図ることとされております。</p> <p>(P. 38)</p>

意見	考え方
「施策の柱Ⅱ 4 確かな学力の育成」に関すること (英語教育・プログラミング教育)	
<p>小学校の英語指導(外国語指導)について</p> <p>現在、ALTとしてnativeの先生が巡回していますが、基本的には担任の先生が受け持っています。担任の先生の忙しさは想像を絶するもので、その上で新たに英語の授業もとなると困惑されるのは当然だと思います。DVDを観せるだけ、子ども同士で同じ問答を何度もやらせるだけといった授業の実態もあります。</p> <p>なぜもっと、指導者の枠を広げないのでしょうか？小学校英語指導資格保持者(J-shine)は大勢います。皆さん教員免許はなくても、小学校英語指導の為に時間をかけて学ばれてきた方です。nativeの先生でも、指導経験が浅く文法が怪しい方も多くいますので、nativeに拘らずとも、専門性ある地域人材はいらっしゃいますので、英語教育に力を入れている市は、幅広い募集を行っています。担任指導にこだわって、子供たちの貴重な授業時間を無駄にってしまうのは本当にもったいないです。担任の先生がメインとしても、地域人材と一緒にサポートに入るだけでもかなり活性化すると思います。</p> <p>かつて若葉台小は松香フォニックスの教材をフルに使用し、英語指導先進校としてNHKニュースにも取り上げられていました。今の若葉台小は残念ながらその影もなく、当時の教材は本棚の中でホコリを被っています。見るに見かねた保護者数名が、ボランティアで国際理解授業を年に数回行なっている状況です。来年度からの教科化がとても不安です。</p>	<p>【指導課】</p> <p>教育振興基本計画において、確かな学力の育成を施策の方向性として、外国語教育の推進に取り組んでいます。授業は教員免許状を有する教員職員が行うこととなりますが、指導補助者として、地域の人材を活用すること等につきましては、方法等を研究してまいります。(P.45)</p>
「施策の柱Ⅱ 5 豊かな心や創造性の涵養・8 教育環境の整備」に関すること (いじめの対応)	
<p>学校の教職員には、定期的に発達障害の講習を受けてもらうこと、いじめが発覚した段階で本人の保護者に伝えないケースを何度も見ているので、報告を徹底することが学校運営にあたっての必要事項だと思います。</p>	<p>【指導課】</p> <p>教育振興基本計画において、豊かな心や創造性の涵養、教育環境の整備を施策の方向性として、教職員の研修実施や、いじめ事案への早期対応等の対応を行っています。(P.46・62)</p>
「施策の柱Ⅱ 8 教育環境の整備」に関すること (学校図書館)	
<p>学校図書館活性化推進員の配置は一応していただきましたが、各校の水準はバラバラです。研修の必要ありと考えます。また、彼らが情報処理のためにパソコンを使っている学校図書管理システムをずっと熱望しています。はやく実現するように考えてあげていただきたいと思います。これは、彼らのためだけでなく、子ども達のためです。</p>	<p>【教育総務課】</p> <p>教育振興基本計画において、教育環境の整備を施策の方向性として、学校図書館整備の促進を図ることとしております。具体的な学校図書管理システムの導入については、研究してまいります。(P.69)</p>

意見	考え方
<p>＜第三次稲城市教育振興基本計画について＞</p> <p>第二次教育振興基本計画の進捗状況一覧の表（P5、P10）や議事録においても記述があるように、学校図書館活性化推進員の全校配置により、稲城市の子どもたちの読書や学力向上に顕著な効果が認められています。この人的配置の果たす役割を適正に評価し、今後も学校教育における専門職としてさらに大きな役割を担ってってもらえるよう願っています。</p> <p>これからの子どもたちが生きる社会では、これまでもまして、ICT、IoT などにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間本位の社会をめざしていかなければなりません。サイバー空間とリアル世界の融合・調和を図り、新たな課題に対応していくには、多言語で様々な媒体の膨大な情報の海から必要かつ正確な情報を選び出し活用する能力、そして同時に、五感をバランスよく働かせる人間力が要となります。次世代にその力を育成する教育環境として、学校図書館が欠かせません。</p> <p>是非、第三次教育振興基本計画においても、学校図書館の情報化をすすめ、それを市立図書館が連携支援できる態勢を整えていくことを記していただけたら幸いです。</p> <p>なお、現実として、学校図書館活性化推進員の欠員補充がままならず、やむなく短時間勤務になっている小学校では、地域文庫が休み時間に長年継続的に行ってきた読み聞かせおはなし会のボランティア活動を勤務日の事情により受け入れることができないという残念な状況になっていることを申し添えます。</p>	<p>【教育総務課】</p> <p>教育振興基本計画において、教育環境の整備を施策の方向性として、学校図書館整備の促進を図ることとしております。具体的な学校図書館の情報化と市立図書館との連携支援の導入については、研究してまいります。（P.69）</p>
<p>「主体的対話的深い学び」次期学習指導要領では新しい学びが始まります。そしてこれからの情報社会において情報リテラシーが必要であり読解力が必須です。</p> <p>稲城市では、学校図書館に専任の司書がおり、児童生徒が毎日通う学校にある学校図書館が読書センターだけでなく学習情報センターとして子どもの学びを支えています。</p> <p>私は小学校・中学校の授業に、より活用が進むよう第三次教育振興基本計画に「学校図書館活用の推進」を望みます。</p> <p>子どもの頃の読書は豊かな人生への第一歩～読書好きの子どもは積極的～国立青少年教育振興機構で公表しています。記憶に新しいところでは天皇陛下御即位を祝う式典での芦田愛菜さんの祝辞で述べられた読書についてのスピーチ、そしてノーベル賞の吉野彰さんは小学校4年の時に学校で「ロウソクの科学」を読んだことが、科学って面白いと思ったきっかけになりました。</p> <p>稲城市に学ぶ子ども達に、生涯にわたりより深く生きる力が育まれるように切に願います。</p>	<p>【教育総務課】</p> <p>教育振興基本計画において、教育環境の整備を施策の方向性として、学校図書館整備の促進を図ることとしております。（P.69）</p>

意見	考え方
「施策の柱Ⅱ 8 教育環境の整備」に関すること（言語サポート支援・プログラミング教育）	
<p>教育環境の整備</p> <p>* 言語サポート制度</p> <p>外国からの様々な高度人材の就労にあわせて日本語を母国語としない小学生の増加が予想されます。日本語を基本とする教育環境が基本の小学校においては、その習得支援、授業のサポートなどの人材配置は必要不可欠な課題かと思えます。また、担任制度の小学校においては、担当教員の負担は計り知れないものになるかと思えます。</p> <p>国際化進展に向けて、教育のみならず、各種事務的な支援も含めた総合的な支援制度が重要かと思えます。</p> <p>[参考追記]</p> <p>第3回 第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会でのご議論いただいているようですが、稲城市内の人口流入動態からもすでに地域で解決できる、ボランティアでなんとかする段階ではなくなりつつあります。他県などを参考にした至急の対応が重要かと思えます。</p> <p>* 情報教育支援制度</p> <p>小中学校でのプログラミングなど情報教育の重要性が高まっています。一方で、担当される先生にとっては、研修する時間もなかなか取れない中、大きな負担を強いられているのではないかと危惧しています。そうした中、稲城市は、日本のカルトトレイン（シリコンバレーを走り抜ける鉄道）である南武線にも近く、住民や父兄をはじめ多くのITスペシャリストが住む街となっています。こうしたITスペシャリストが気軽に学校に訪問し情報教育に貢献できる仕掛けを作る必要があるかと思えます。たとえば、土曜日授業日にこうしたITスペシャリストたちを招いて集中的に情報の授業を行うなどの工夫などが可能なのではないかと思えます。</p>	<p>【指導課】</p> <p>1 言語サポートの整備</p> <p>教育振興基本計画において、教育環境の整備を施策の方向性として、外国人児童・生徒などの教育及び帰国児童・生徒の支援をしており、引き続きボランティアを活用することとしております。(P.70)</p> <p>2 情報教育支援制度</p> <p>教育振興基本計画において、教育環境の整備を施策の方向性として、教員の研修・研究の充実を図ることにより、教員の資質向上を図ることとしております。</p> <p>指導補助者の活用については、研究してまいります。(P.63)</p>

第三次稲城市教育振興基本計画
各施設意見公募実施状況及び意見に対する考え方

1 各施設意見公募の対象及び期間

(1) 公募対象

稲城市内小学校 12校
 稲城市内中学校 6校
 稲城市内認可保育所 18園
 稲城市内幼稚園 7園
 稲城市内幼保連携型認定こども園 1園
 稲城市内学童クラブ（民間） 7施設

(2) 公募期間

令和元年12月6日（金）から12月27日（金）まで

2 意見公募の概要

第三次稲城市教育振興基本計画の素案

3 意見公募の応募方法

- (1) 教育総務課へのメール送信
- (2) 庁舎6階教育総務課へ直接持参
- (3) 教育総務課宛に郵送
- (4) ファックス（教育委員会）で送信

4 応募状況

計5件

応募方法	12月18日 (水)	12月23日 (月)	12月25日 (水)	12月26日 (木)	12月27日 (金)	計
電子メール		1	1	1	1	4
F A X	1					1
窓口						0
計	1	1	1	1	1	5

5 応募意見に対する考え方（案）

別紙のとおり。

意見	考え方
<p>食育の推進</p> <p>子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、積極的に増進することは、重要課題である。子どもの安定した教育の場にとって、食育を含めた食への取り組みは、教育の重要な役割である。家庭での食生活の補完、子どもへの貧困への対応、アレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応し、一人ひとりの子どもの育ちを保障する。子どもの育ちを支えるため、教育における食の位置づけは大切であり小中学校の給食費無償化を推進していく。</p>	<p>食育については、健康で安全に生活する力の育成を施策の方向性として、推進していくこととしています。</p> <p>なお、学校給食費は、学校給食法第11条第2項の規定により、保護者の負担とされており、保護者の方には食材費相当額をお支払いいただいております。</p> <p>給食費の無償化については、生活保護世帯には生活保護費により、準要保護世帯には就学援助費により全額援助しており、低所得者に対しては実質的に給食費の無償化が図られておりますので、これ以上の対応は考えておりません。</p>
<p>1. (p.36) 2. 幼児期からの教育の推進</p> <p>前文の最終行に「役割を一層果たすなど、子育て支援を充実していくことが重要です」とあります。文部科学省では「子育て支援」を「子育ての支援」と「の」を使って表現しています。(幼稚園教育要領第3章2)その意図は、あくまでも「保護者は子の教育について第一義的責任を有するもの…」(教育基本法第10条)であるからです。</p> <p>できれば、幼稚園教育要領第3章2の文中にあるように、p.36の前文の最終行は、「…役割を一層果たすなど、(幼稚園と家庭が一体となって幼児とかかわる取組を進め、)子育て(の)支援を充実していくことが重要です」のように、() 2か所の文節・語句を入れていただければというご提案です。</p> <p>2. (p.38)【主な取組】の2つ目の表中の表記について</p> <p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金は、平成31年度より稲城市独自の3600円は無償化により廃止、稲城市独自には入園準備金年額1万円となりました。ですから、概要の「…国制度の幼児教育・保育の無償化に加えて、保育料の一部を補助します」は、正しくは、「…国制度の幼児教育・保育の無償化に加えて、入園費用の一部を補助します」のほうが正しいかと思います。</p>	<p>1 文章について、幼稚園だけでなく、保育所や認定こども園との連携についても、触れることとし、修正します。</p> <p>(P.36)</p> <p>2 無償化後の「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」については、①保育料、入園料、その他学納金を対象としたものと、②新入園児を対象とした入園準備金、の2種となっています。</p> <p>保育料以外についても、補助金の対象となることから、計画中の表記を「保育料等」と修正いたします。(P.38)</p>

意見	考え方
<p>P. 44・45「情報活用能力の育成の推進」や、P. 70・71「学校ICT環境の整備」について記載されているが、昨今進展のある「Society5.0」実現に向けた、IoT（Internet of Things）や人工知能（AI）の活用等も、今後の子ども達の教育において大切な観点であるため、内容について触れていくとよい。</p> <p>以下の文書案を提案する。</p> <p>◆P44（1）の【取り組むべき方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働学習・学び合いによる課題解決、ICTを基盤とした先端技術、教育ビッグデータの効果的に活用した学びを通して、読解力、計算力や数学的思考力などの基礎的な学力の定着や飛躍的に発展した新たな社会を牽引していく能力の育成を図ります。 <p>◆P72（1）の【取り組むべき方向性】の3つ目の・の文章については、これでもいいですが、文科はもっとシンプルな表現を使っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Society5.0時代における先端技術を効果的に活用できるためのICT環境の整備」とか・・・。 	<p>「9 学校施設・設備の充実」の内容に、ICT環境整備の目的として、「ICT環境の整備については、協働学習・学び合いによる課題解決、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用した学びを通して、読解力、計算力や数学的思考力などの基礎的な学力の定着や飛躍的に発展した新たな社会を牽引していく能力の育成を図るため、」を追記します。</p> <p>(P.72)</p>
<p>●意見1 働き方改革が大きな問題となっているのに記載されていない。</p> <p>【追加】</p> <p>第1編 総論 第2章—1教育に関する主な動向—（1）国の動向</p> <p>⑨学校における働き方改革</p> <p>平成31年1月25日、中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が出されました。</p> <p>平成31年1月25日、文部科学省は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。</p> <p>【追加】</p> <p>第1編 総論 第2章—1教育に関する主な動向—（2）東京都の動向</p> <p>⑩学校における働き方改革</p> <p>東京都教育委員会は、平成30年2月「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。平成31年2月、教員の長時間労働の改善に向けて行ってきた取組について、「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を取りまとめ、方向性を示しています。</p>	<p>1 国の動向（P.8）、東京都の動向（P.10）に追記します。</p>

意見	考え方
<p>●意見2 「教員に対する」とあるので、教員が実践したことではなく、稲城市が行ったことを記載する項であるので、不適切である。</p> <p>【削除】</p> <p>第1編 総論 第2章—2第二次稲城市教育振興基本計画期間中の主な取組状況—(6) 教員に対する取組</p> <p>また、6つの中学校ブロックに学校支援コンシェルジュを設置し、地域全体で学校教育を支援する体制を強化するとともに、校務の効率化を通じて、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保を図ってきました。</p> <p>●意見3 「保護者・地域住民の期待に応える」ことが繰り返し記載され強調されているが、期待に応えるために学校があるのではなく、「質の高い教育を行い保護者・地域住民の信頼を得る」のが筋である。また、その期待される幅広い業務を報告書の中で支持する記載があることと、教員の業務を見直すとの論調と齟齬がある。</p> <p>【修正】</p> <p>第1編 総論 第2章—4稲城市の教育の課題(7) 学校教育について</p> <p>～授業の工夫・改善を図る等し、子どもたちの<u>確かな学力を身に付けさせることが求められます</u>。併せて、将来に向けて新たな環境にも柔軟に対応できるように、<u>生きぬく力を育成することが必要です</u>。</p> <p>また、学校に対するニーズがますます複雑化し、その役割が多様化する中で、<u>学校教育の根本である授業の内容を充実させる必要があります</u>。保護者や地域住民の期待に応えるとともに、学校教育で最も重要な学習指導に教員が専念できる環境づくりを進めていく、<u>その質の向上を図ることが求められます</u>。</p> <p>⇒ <u>学校と家庭、地域が連携・協力し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するとともに、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるための質の高い授業や適切な教育指導を行うことができるよう、教員の資質・能力を高めるための研修や教育研究等の充実を図ります</u>。併せて、<u>校務の効率化を図る環境整備や校外での研修等をの精選等</u>をし、教員の授業作りの時間を確保します。</p> <p>また、子どもたちの生きぬく力の育成に向け、<u>学校と家庭、地域が連携・協力し、地域に開かれた特色ある学校づくりを行うとともに、ESDを推進します</u>。</p>	<p>2 校務の効率化については、これまでもデジタル職員室の全校更新等、稲城市でも取り組んでいる事項があるため、文章をこのままとします。(P.14)</p> <p>3 意見のとおり、学校が「保護者・地域住民の期待に応える」ことに主眼が置かれているように捉えることができ、<u>子どもに主眼を置き、「保護者・地域住民の信頼を得る」との表現に改めるとともに、その他文言を整理します</u>。</p> <p>また、学校のみ業務効率を進めるのではなく、子ども、保護者はもとより市民の理解も必要であるため、文章を追記します。(P.25・26・62)</p>

意見	考え方
<p>【修正】 第2章—4 稲城市の教育の課題（8）教員の状況について <u>学習指導や生徒指導、部活動等、子どもたちの教育に直接携わる教員に対する期待は大きく、教員の更なる指導力の向上や学習指導や生徒指導、部活動等、幅広い対応力が求められています。</u>一方で、働き方改革のための取組が社会全体として進む中で、幅広い業務を担う教員の長時間勤務の問題が指摘されています。 <u>子どもや保護者、地域住民の期待に応えていくためには、児童・生徒に質の高い教育を行うためには、教員の指導力の更なる向上を図るとともに、学校の組織的な対応力を高め教員が授業の準備を十分に行うことや、児童・生徒指導に関する方針を組織で検討することが必要です。</u>また、教員の働き方改革の重要性、ワーク・ライフ・バランスを関係機関や市民に理解していただきながら、教員の負担軽減に取り組む必要があります。 ⇒教員の資質・能力の向上を図るとともに、様々な人材を活用し学校組織として指導体制の整備を推進します。 <u>また、教員の働き方改革を通して教員が行っている業務を見直し、削減や効率化を図るとともに、教員の働き方改革について市民の理解を得られるように努めます。</u>教員が、自らの私生活においても育児、介護、趣味や学習等、多様な生き方を選択、実現できるようにすることで、やりがいや充実感を持ちながら働き、また教員が学習指導や児童・生徒指導等の本来の業務にその能力を最大限に発揮できる環境整備を推進します。</p> <p>●意見4 5年間のプランであるにもかかわらず、校務の効率化を図る具体的な施策が2つしかなく、稲城市は教員の働き方改革も実行する気はないように思える。国や都が具体的に示しているものもあるが、国や都から財政または人材の支援を得て実現を目指すものさえないのか。</p> <p>【追加】 第2編 各論 第2章—8教育環境の整備—（2）教員が子どもと向き合う時間の確保 【主な取組】に具体的な方策を追記する。</p>	<p>4 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組については、年度ごとに実施することと位置付けています。(P.64)</p>
<p>1 P36 「幼児期の教育から小学校への環境変化に対応できるよう、円滑な接続を図ります。」 今回、教育要領、保育指針共に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、具体的に10項目示されているため、どこかに触れる必要がある。 また、「スタートカリキュラム」について記述した方が良い。</p>	<p>1 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、具体的な事項であるため、本計画では記載しないこととします。また「スタートカリキュラム」について、追記します。(P.36・37)</p>

意見	考え方
<p>2 P37 「保育所・幼稚園と小学校との交流」 「保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続」に事業名を変更し、入学後の「スタートカリキュラム」についても、記述した方が良い。</p>	<p>2 取組名を変更すると共に、「スタートカリキュラム」について追記します。 (P. 37)</p>
<p>3 P41 「防災学習の充実」 P54の「防災教育の推進」との違いがわかりにくい。</p>	<p>3 「防災学習の充実」については地域との取組を記載し、「防災教育の推進」については地域との取組に加えて学校内での取組も記載することと整理しています。 (P. 41・54)</p>
<p>4 P44・45 「学校に学習指導の改善・充実」 「稲城市立学校教育研究会の充実：9年間のカリキュラム」「言語活動の充実：教科において言語活動の充実」 学校として、どのような取組を求められているのかイメージしにくい。市としての具体的な方針や施策等を示していただけるとありがたい。</p>	<p>4 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組の内容については、年度ごとに取組を実施する際に示すこととします。 (P. 44・45)</p>
<p>5 P45 「情報活用能力の育成の推進」「理数教育の充実」「外国語教育の推進」 具体的な方向性や方針、施策を示していただけるとありがたい。</p>	<p>5 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組の内容については、年度ごとに取組を実施する際に示すこととします。 (P. 45)</p>
<p>6 P49 「伝統・文化などに関する教育の推進」 琴の体験授業も含まれるのか。含まれるのであれば、実際の学習内容と整合していない。</p>	<p>6 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組の内容については、年度ごとに取組を実施する際に示すこととします。 (P. 49)</p>

意見	考え方
<p>7 P64 「(2) 教員が子どもと向き合う時間の確保」 働き方改革に向けた教員の業務軽減に向けた施策が全くないことに課題を感じる。</p>	<p>7 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組については、年度ごとに実施することと位置付けています。(P.64)</p>
<p>8 P65・66 「就学相談」 「6月1日」とあるが、日付までは不要であると思う。</p>	<p>8 日付については削除します。(P.65・66)</p>
<p>9 P72 「学校 ICT 環境の整備」 具体的な方向性や方針についてお示しいただきたい。</p>	<p>9 計画については、市の全体的な方向性を示すものであり、具体的な各取組については、年度ごとに実施することと位置付けています。(P.72)</p>